

# No. 1

令和2年12月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

報告第	18号	専決処分の承認を求めることについて……………	1頁
議案第	74号	職員の給与に関する条例及び戸田市会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例……………	8頁
議案第	75号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正 する条例……………	9頁
議案第	76号	戸田市行政組織条例等の一部を改正する条例……………	10頁
議案第	77号	戸田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	15頁
議案第	78号	戸田市営福祉住宅条例の一部を改正する条例……………	16頁
議案第	79号	戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例……………	17頁
議案第	80号	戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	18頁
議案第	81号	戸田市営住宅条例の一部を改正する条例……………	20頁
議案第	82号	戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例……………	21頁
議案第	83号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例……………	22頁
議案第	84号	戸田市立学校設置条例の一部を改正する条例……………	24頁
議案第	85号	戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例……………	25頁
議案第	86号	戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負契約について……………	26頁
議案第	87号	財産の取得について……………	29頁

議案第 88号	財産の取得について	32頁
議案第 89号	損害賠償の額を定めることについて	35頁
議案第 90号	損害賠償の額を定めることについて	36頁
議案第 91号	指定管理者の指定について	37頁
議案第 92号	指定管理者の指定について	38頁
議案第 93号	指定管理者の指定について	39頁
議案第 94号	指定管理者の指定について	40頁
議案第 95号	町の区域を新たに画し及び変更することについて	41頁
議案第 96号	市道路線の廃止について	47頁
議案第 97号	令和2年度戸田市一般会計補正予算（第7号）	別冊 No. 2
議案第 98号	令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊 No. 2
議案第 99号	令和2年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第 100号	令和2年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	別冊 No. 2
議案第 101号	令和2年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第 102号	令和2年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第 103号	令和2年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2

- 議案第104号 令和2年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号) ..... 別冊 No. 2
- 議案第105号 令和2年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算  
(第1号) ..... 別冊 No. 2
- 議案第106号 令和2年度戸田市水道事業会計補正予算(第2号) ..... 別冊 No. 3
- 議案第107号 令和2年度戸田市下水道事業会計補正予算(第2号) ..... 別冊 No. 3

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年10月13日

戸田市長 菅原文仁

令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,576,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円) 国

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		100,000	15,000	115,000
	1 繰越金	100,000	15,000	115,000
歳入合 計		10,561,224	15,000	10,576,224

保

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		53,367	15,000	68,367
	1 償還金及び還付加算金	53,367	15,000	68,367
歳出合 計		10,561,224	15,000	10,576,224



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6繰越金	100,000	15,000	115,000
歳入合計	10,561,224	15,000	10,576,224

国保

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	繰入金	その他	
8諸支出金	53,367	15,000	68,367				15,000
歳出合計	10,561,224	15,000	10,576,224				15,000

2 歳 入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

国  
保

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	100,000	15,000	115,000	1 繰 越 金	15,000	1 前年度繰越金 15,000 既定額 100,000 補正額 15,000
計	100,000	15,000	115,000			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

国  
保

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	繰 入 金	そ の 他				
1 一 般 被 保 険 者 保 険 税 還 付 金	21,783	15,000	36,783				15,000	22 償還金、利 子及び割引 料	15,000	1. 一般被保険者保険税還付金 (収納推進課) 15,000
							15,000			22 償還金、利子及び割引料 15,000 ○還付金 15,000 ・一般被保険者保険税還付金 ( 15,000) 既定額 21,783 補正額 15,000
計	53,367	15,000	68,367				15,000			

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

議案第74号

職員の給与に関する条例及び戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第24条第1項後段中「第17条の2第4項」を「第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」に改め、「、若しくは失職し」を削る。

第4条 戸田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項後段を削る。

第24条第1項後段中「第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」を「第17条の2第4項」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第75号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第4条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第6条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第76号

戸田市行政組織条例等の一部を改正する条例

(戸田市行政組織条例の一部改正)

第1条 戸田市行政組織条例(昭和62年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「政策秘書室」を「市長公室」に、

「総務部

財務部」

を

「企画財政部

総務部」

に、

「福祉部

こども青少年部

都市整備部」

を

「健康福祉部

こども健やか部

都市整備部

水安全部」

に改める。

第2条政策秘書室の項中「政策秘書室」を「市長公室」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

- (3) 行政ニーズへの的確な対応及び市政の充実を図るため、市長の指定した事項に係る関係部課との連絡調整を行う。

第2条危機管理防災課の項の次に次の1項を加える。

企画財政部

- (1) 市政の基本方針に沿った政策の推進を図るため、企画及び総合調整を行う。
- (2) 行政運営の継続的な改善及び見直しを図るため、行財政改革の推進を行う。
- (3) 健全かつ計画的な財政運営を図るため、財源の確保及び適正な予算

の配分を行う。

- (4) 行政事務の効率化及び行政サービスの高度化を図るため、電子自治体の推進体制及び情報セキュリティ対策の強化を行う。
- (5) 市勢に関する正確な情報を把握するため、統計調査を行う。
- (6) 市民が公有財産を快適に利用できるよう、公有財産の適切な管理及び有効活用を行う。
- (7) 安定した財源を確保するため、市税等の適正で公平な賦課徴収を行う。

第2条総務部の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 行政事務の効率的な執行を図るため、行政組織の整備及び事務分掌の整理を行う。

第2条総務部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 適正な行政運営を行うため、公正な契約及び厳正な検査を行う。

第2条総務部の項中第7号を次のように改める。

- (7) 市民が庁舎を快適に利用できるよう、庁舎及び附帯設備の適切な管理及び有効活用を行う。

第2条総務部の項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第2条財務部の項を削り、同条市民生活部の項第3号中「及び円滑な交通環境」を削り、「消費生活対策及び交通対策」を「及び消費生活対策」に改め、同条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条こども青少年部の項中「こども青少年部」を「こども健やか部」に改め、同条都市整備部の項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 安心して住み続けられる住宅づくりと秩序ある利便性の高い都市生活を確保するため、住宅に関する取組を行う。
- (4) 快適かつ効率的な公共交通サービスを確保するため、交通対策を行う。

第2条に次の1項を加える。

#### 水安全部

- (1) 安全で利便性の高い水辺環境を確保するため、河川及び水路網の整備を行う。

(戸田市名誉市民条例の一部改正)

第2条 戸田市名誉市民条例(平成27年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「政策秘書室」を「市長公室」に改める。

(戸田市表彰審査委員会条例の一部改正)

第3条 戸田市表彰審査委員会条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策秘書室」を「市長公室」に改める。

(戸田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第4条 戸田市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部庶務課」を「総務部行政管理課」に改める。

(戸田市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第5条 戸田市総合振興計画審議会条例(昭和59年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部経営企画課」を「企画財政部共創企画課」に改める。

(戸田市外部評価委員会条例の一部改正)

第6条 戸田市外部評価委員会条例(平成28年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部経営企画課」を「企画財政部共創企画課」に改める。

(戸田市同和対策審議会設置条例の一部改正)

第7条 戸田市同和対策審議会設置条例(昭和54年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部庶務課」を「総務部行政管理課」に改める。

(戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成13年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「長寿介護課」を「健康長寿課」に改める。

(戸田市交通災害共済条例の一部改正)

第9条 戸田市交通災害共済条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条中「市民生活部防犯くらし交通課」を「市民生活部くらし安心課」



に改める。

(戸田市火災共済条例の一部改正)

第10条 戸田市火災共済条例(昭和61年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条中「市民生活部防犯くらし交通課」を「市民生活部くらし安心課」に改める。

(戸田市福祉施策審議会条例の一部改正)

第11条 戸田市福祉施策審議会条例(平成15年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部福祉総務課」を「健康福祉部福祉総務課」に改める。

(戸田市保健対策推進協議会条例の一部改正)

第12条 戸田市保健対策推進協議会条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部福祉保健センター」を「健康福祉部福祉保健センター」に改める。

(戸田市老人ホーム入所等判定委員会条例の一部改正)

第13条 戸田市老人ホーム入所等判定委員会条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部長寿介護課」を「健康福祉部健康長寿課」に改める。

(戸田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

第14条 戸田市地域包括支援センター運営協議会条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「福祉部長寿介護課」を「健康福祉部健康長寿課」に改める。

(戸田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第15条 戸田市児童福祉審議会条例(平成13年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条中「こども青少年部こども家庭課」を「こども健やか部こども家庭支援室」に改める。

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道部」を「水安全部」に改める。

(戸田市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第17条 戸田市上下水道事業経営審議会条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「上下水道部上下水道経営課」を「水安全部総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第77号

戸田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

戸田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第78号

戸田市営福祉住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営福祉住宅条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の戸田市営福祉住宅条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第79号

戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

戸田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の戸田市後期高齢者医療に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第80号

戸田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

戸田市屋外広告物条例（平成25年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項に次の1号を加える。

- (3) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

第7条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第3号、第4号、第7号及び第8号を除く。）の規定は、適用しない。

第10条第1項中「及び第7条第5項」を「並びに第7条第5項及び第6項」に改める。

第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項中「第7条第5項」の次に「若しくは第6項」を加える。

第16条第1項中「又は掲出物件」を「若しくは掲出物件」に改め、「その者」の次に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）」を、「補修」の次に「、除却」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（点検）

第16条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、前条第3項に規定する者に、当該広告物及び掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可の申請を行う場合には、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必

要がないと認めるときは、この限りでない。

第19条第1項中「若しくは公衆」を「又は公衆」に改める。

第20条第2項第2号中「所有者等」を「所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者」に改める。

第33条第2号中「第6項並びに第7項」を「第7項並びに第8項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定（「又は掲出物件」を「若しくは掲出物件」に改める部分を除く。）、第16条の次に次の1条を加える改正規定及び第20条第2項第2号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 1 号

戸田市営住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の戸田市営住宅条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁



議案第 8 2 号

戸田市道路占用料条例の一部を改正する条例

戸田市道路占用料条例（昭和 5 1 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の戸田市道路占用料条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第83号

### 戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自

自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の戸田市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第 8 4 号

戸田市立学校設置条例の一部を改正する条例

戸田市立学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(6)戸田市立戸田東小学校の項中「戸田市下戸田 1 丁目 3 番 3 号」を「戸田市下戸田 1 丁目 1 1 番 1 5 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第 8 5 号

戸田市学童保育室条例の一部を改正する条例

戸田市学童保育室条例（平成 1 9 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸田東小学校学童保育室	戸田市下戸田 1 丁目 3 番 3 号 戸田東小学校敷地内
-------------	-------------------------------

」

を

「

戸田東小学校第 1 学童保育室	戸田市下戸田 1 丁目 1 1 番 1 5 号 戸田東小学校敷地内
戸田東小学校第 2 学童保育室	戸田市下戸田 1 丁目 1 1 番 1 5 号 戸田東小学校敷地内

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（準備行為）
- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市学童保育室条例の規定による放課後児童健全育成事業の実施に関し必要な行為を行うことができる。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第86号

戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負契約について

戸田駅西口駅前交通広場整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田駅西口駅前交通広場整備工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字柳原418番2外
- 3 工事内容 戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事
- 4 金 額 金258,280,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金23,480,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
令和4年2月28日まで
- 6 契 約 者 戸田市美女木5丁目4番地の2  
株式会社市ヶ谷組  
代表取締役 市ヶ谷 昌彦

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第86号参考

戸田駅西口駅前交通広場整備工事概要

1 工事概要

(1) 戸田駅西口駅前交通広場の整備に伴う工事

- ① 戸田駅西口駅前交通広場 4,600 m<sup>2</sup>
- ② 都市計画道路 247.9m

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
(株) 市 ケ 谷 組		234,800,000	落札
(株) ジ ン ワ		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	242,062,000
予 定 価 格	242,062,000
調 査 基 準 価 格	218,130,000



議案第87号

財産の取得について

市立小・中学校学習系学習者用パソコン機器一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得財産名 市立小・中学校学習系学習者用パソコン機器一式
- 2 納入場所 市立小学校12校及び市立中学校6校
- 3 仕様内容 学習系学習者用パソコン 7,680台
- 4 金額 金495,343,530円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金45,031,230円)
- 5 納入期限 令和3年2月28日
- 6 契約者 東京都千代田区外神田6丁目15番12号  
富士電機ITソリューション株式会社  
代表取締役 及川 弘

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第87号参考

### 市立小・中学校学習系学習者用パソコン機器一式概要

#### 1 概要

G I G Aスクール構想に沿い、市立小学校及び中学校において、児童生徒1人1台端末を前提とした学校ICT活用環境（端末）を整備することを目的に学習系学習者用パソコンの購入を行うものである。

#### 2 仕様

学習系学習者用パソコン	7,680台
内訳 小学校12校分	5,442台
中学校 6校分	2,238台

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
富士電機 I T ソリューション (株)		4 5 0 , 3 1 2 , 3 0 0	落 札
(株) 内田洋行 営業統括グループ		辞 退	
(株) ス リ ー ウ エ イ		辞 退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	4 5 2 , 2 9 2 , 4 0 0
予 定 価 格	4 5 2 , 2 9 2 , 4 0 0

議案第 88 号

財産の取得について

戸田東小・中学校新校舎備品一式として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 取得財産名 | 戸田東小・中学校新校舎備品一式                                       |
| 2 | 納入場所  | 戸田東小学校及び戸田東中学校  |
| 3 | 仕様内容  | 戸田東小・中学校備品 127 品目                                     |
| 4 | 金額    | 金 39,600,000 円<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,600,000 円) |
| 5 | 納入期限  | 令和 3 年 2 月 28 日                                       |
| 6 | 契約者   | 戸田市笹目 3 丁目 5 番地の 5<br>株式会社アイティワン<br>代表取締役 大  丞      誠 |

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第 88 号参考

### 戸田東小・中学校新校舎備品一式概要

#### 1 概要

建て替え工事中の戸田東小・中学校の新校舎が令和 3 年 4 月に供用開始となることに伴い、新校舎に必要な備品の購入を行うものである。

#### 2 仕様

##### 新校舎の諸室に必要な什器等備品一式

種 類	品 目 数	数 量
各種机	37	299
各種椅子	39	861
各種棚	33	128
その他	18	76

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
(株) ア イ テ イ ワ ン		36,000,000	落札
(株) ス リ ー ウ エ イ		辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	36,904,424
予 定 価 格	36,904,424

議案第 89 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

1 損害賠償の額 538 円

2 損害賠償の相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

3 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期していた業務を中止したことに伴い発生した休業日の賃金に係る遅延損害金を、非常勤職員に支払うものである。

令和 2 年 1 月 24 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第90号

### 損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 損害賠償の額 10,458円
- 2 損害賠償の相手方  
住所 (略)  
氏名 (略)

### 3 概要

戸田市立中央図書館で平成28年4月1日から令和3年3月31日までの賃貸借契約を締結しているリース機器の一部を紛失したものである。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁



議案第91号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市スポーツセンター
- 2 指定管理者候補者の名称  
戸田市上戸田4丁目8番1号  
公益財団法人戸田市文化スポーツ財団
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第92号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市立心身障害者福祉センター  
戸田市立福祉作業所もくせい園
- 2 指定管理者候補者の名称  
戸田市大字上戸田5番地の6  
社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第93号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市立福祉作業所ゆうゆう  
戸田市立福祉作業所かがやき
- 2 指定管理者候補者の名称  
戸田市大字新曾1522番地の1  
社会福祉法人戸田わかくさ会
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第94号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市立児童センタープリムローズ
- 2 指定管理者候補者の名称  
東京都国分寺市光町2丁目5番地1  
株式会社こどもの森
- 3 指定する期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第95号

町の区域を新たに画し及び変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画し、及び変更するものとする。

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅原文仁

別紙

変 更 調 書

美女木北1丁目を画する区域

大字美女木字向田943の1から943の12まで、946の2、946の3、947の1、949の2、950の2から950の6まで、950の8、950の9、951の2から951の6まで、951の8、951の9、952の2から952の6まで、952の8、952の9、952の11、952の12、953の2、953の4から953の20まで、953の22から953の29まで、954の1から954の7まで、955の1から955の8まで、956の1から956の4まで、956の6から956の9まで、959の1から959の4まで、961の1から961の9まで、962の1から962の4まで、964の1から964の5まで、965の2、965の4、965の5、966の2、966の3、966の5から966の7まで、967の2から967の4まで、967の6から967の8まで、968の1から968の4まで、968の7、969から976まで、977の1、978、980の1から980の3まで、1006、1015の1、1015の2、1016、1025、1026の1から1026の5まで、1027、1028の1から1028の12まで、1029の1、1029の2、1029の4から1029の7まで、1030から1032まで、1033の1から1033の4まで、1034の1、1034の2、1035の1、1035の2、1233の2、1234の2、1237の2、1238の2、1239から1241まで、1242の2、1243の2、1244の2、1245、1246の2、1246の3、1247の2、1247の3、1248の2、1283の2、1283の3、1284の2、1284の3、1285の2、1285の3、1290の2、1291、1292の2、1292の3、1293の2、1293の3、1295の2、1296の2、1297の1、1297の2、1298の2、1298の3、1300の2、1301の2、1301の3、1302の2、1304の2、1305の2、1306の2、1307の2、1308の2、1309の1、1309の2、1310の2、1310の3、1311の2、1311の3、1312の2、1312の3、1313の2、1313の3、1314の2、1316の2、1316の3、5954、5955の1から

5955の4まで、5955の6、5955の8から5955の10まで、  
5956の1から5956の4まで、5956の6、5956の8、5957  
の1から5957の5まで、5958の1、5958の3、5959、5960、  
5961の4、5961の6、5961の7、5967から5976まで、  
5979から5983まで、5984の1、5984の2、5985から  
5989まで、5992から5997まで及びこれらの区域に隣接する道路で  
ある公有地の全部

#### 美女木北2丁目を画する区域

大字美女木字溝口642の3、643の3、647の2、648の2、658  
の2、659の2、660の2、661の2、669の2、671の3、672  
の2、字向田1140の1、1140の2、1141の1、1141の4、  
1141の34から1141の39まで、1154の2、1155、1156  
の1から1156の4まで、1157の1から1157の9まで、1158の  
1から1158の3まで、1159、1160、1161の1、1163の1、  
1164の1から1164の7まで、1165の1から1165の3まで、  
1166の1、1167の1、1168、1169、1170の1、1170  
の2、1171の1、1171の2、1172、1173、1174の1、  
1174の2、1175の1、1175の2、1176から1179まで、  
1183、1189の1、1190の1、1190の2、1191の1、  
1193の1、1194から1199まで、1200の1から1200の4ま  
で、1201の1から1201の6まで、1202から1212まで、1213  
の1から1213の3まで、1214の3、1214の5から1214の15  
まで、1215から1218まで、1219の1、1219の2、1220の  
1から1220の6まで、1221から1223まで、1224の1、1224  
の4、1227の3から1227の5まで、1228の2、1229の1、  
1229の2、1230の2、1265の1、1266の1、1267の1、  
1268の1、1270の1、1270の3から1270の12まで、1271  
の2から1271の9まで、1271の11、1271の12、1317の2、  
1317の3、1323の1から1323の14まで、1324の1から  
1324の4まで、1324の7から1324の10まで、1325の1から  
1325の4まで、1325の7から1325の9まで、1326の1から

1326の4まで、1326の7、1326の8、1327の1、1327の4、1327の7、1327の8、1327の10、1327の11、1328の1、1328の3から1328の5まで、1329の1、1329の2、1330の1から1330の3まで、1531の2、1531の4、1532の2、1532の3、1533の2、1534、1535の2、1536の2、1554の2、1555の2、1556の3、1556の4、1557の2、1558の2、1558の3、1559の2、1559の3、1560の2、1561の2、1561の3、1562、1563の2、1564の2、1565の1、1565の2、1566の2、1566の3、1578の2、1579の2、1579の3、1580の1、1580の2、1581の2、1590の2、1591、1592の2、1592の3、1593の2、1624の4、1624の5、1625の1、1625の2、1626の1から1626の3まで、1627の2、1628の2、1629の2、字砂田切1721の5、1722の2、1723の2、1723の3、字池ノ尻2069の2、2075の2、字向田5961の1、5962から5966まで、5977、5978、5990、5991、6001、6063から6069まで、6070の1、6070の2、6071から6109まで、6110の1、6111から6113まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

#### 美女木北3丁目を画する区域

大字美女木字外仲田505の2、506の2、507、587の2、588の2、字溝口589の2、597の2、598の2、599の2、608の2、609の2、618の2、619の2、627の2、628の2、629の3、字向田1036の1、1040の1から1040の10まで、1041の2、1042から1044まで、1045の1、1045の2、1046の1から1046の4まで、1047、1049の1から1049の50まで、1054から1056まで、1060から1064まで、1065の1から1065の3まで、1066の1、1066の2、1067の1から1067の5まで、1068の1、1068の5から1068の15まで、1069の1から1069の3まで、1070の1、1070の2、1071から1073まで、1074の1から1074の7まで、1075の1、1075の2、1076、



1077の1から1077の6まで、1078の1から1078の26まで、1079、1080、1081の1から1081の8まで、1081の11、1082の1から1082の19まで、1083の1から1083の6まで、1084の1から1084の7まで、1085、1086の1から1086の5まで、1087の1から1087の4まで、1088から1090まで、1091の1から1091の5まで、1092の1から1092の5まで、1093の1から1093の5まで、1117から1120まで、1124、1125、1126の1から1126の3まで、1127の1、1127の2、1133の1、1133の2、1134、1135、1136の1から1136の4まで、1137から1139まで、5998から6000まで、6002から6057まで、6058の1、6058の2、6059の1、6060から6062まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

#### 美女木1丁目に編入する区域

大字美女木字外仲田468、469の2、470の2、470の3、472の2、495の2、498の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

#### 美女木東1丁目に編入する区域

大字美女木字向田1161の2、1187の1、1187の2、1188、1189の2、1227の1、1227の2、1228の1、1229の3、1230の1、1231、1232、1233の1、1234の3、1235の2、1236の2、1258の2、1259の2、1260の2、1261から1264まで、1265の2、1266の2、1267の2、1268の2、1269の1から1269の17まで、1269の24から1269の30まで、1269の43から1269の57まで、1269の59から1269の61まで、1269の63、1269の64、1269の66から1269の68まで、1269の70、1269の72から1269の75まで、1269の78から1269の97まで、1269の99から1269の122まで、字砂田切1640の2、1643の2、1644の2、1645、1646、1647の2、1647の3、字向田1647の4、字砂田切1648の1から1648の3まで、1649の1、1649の2、1650、

1651の2、1652の2、1654の2、1655、1656の2、字向田1656の3、1656の4、字砂田切1657の2、1657の3、字向田1657の4、1659の2、字砂田切1724の2、1725の2、1727の2、1728の2、1729の2、1743の2、1744の2、字向田1745の2、字砂田切1746の2、1747の2、1760の2、1761の2、1778の2、1779の2、1789の2、字向田1789の3、字砂田切1790の2、字向田1790の3、字砂田切1792の2、字向田1792の3、字砂田切1793の2、字向田1793の3、字砂田切1794、1795の2、字向田1796の1、字砂田切1796の2、1797の2、1797の3、1800の2、1801の2、1801の3、1802の2、1802の3、字池ノ尻1809の2、1810の2、1901の2、1902の2、1903の2、2026の2、2031の2、2032の2、大字下笹目字谷口154の2、154の4、156の1、156の2、156の4、156の5、160の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

(令和2年10月1日調査)

議案第96号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を廃止したいため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
市道第3204号線	笹目南町 1397	笹目南町 3591-2	19.48m	1.79m	

令和2年11月24日提出

戸田市長 菅 原文 仁